毎日新聞　３月２０日　朝刊

44歳女性死亡

「透析再開」要請聞かず

都が認定　病院を指導へ

公立福生病院（東京都福生市）の人工透析治療を巡る問題で、透析治療をやめる選択肢を外科医(50)から提示されて亡くなった女性（当時44歳）について、都が実施した立ち入り検査の結果が判明した。都は、女性が何度も治療中止を撤回したいと訴えたにもかかわらず、外科医は治療再開の要請を聞き入れなかったと認定。「女性の意思確認が不十分だった」と判断した。適切な医療の実施を定めた医療法に抵触していた可能性もあるとして、病院を今後、文書で指導するとみられる。【斎藤義彦、矢澤秀範】

外科医は「透析治療を受けている患者は『終末期』」と独自に定義し、「（女性に対する）治療義務はなかった」と主張している。しかし、都は終末期について「死期が迫っている状態」と厳密に定義。「透析治療をすれば、患者（女性）の病状からあと3～4年生存できた」と外科医の主張を否定したうえで、治療義務はあったと結論づけた。

女性は昨年8月9日、「死に直結する」という説明とともに透析治療をやめる選択肢を外科医から示され、いったんは治療中止を選択して帰宅。その後、14日に入院し、16日に亡くなった。

関係者によると、都は病院からカルテなど関連資料の提出を受けて分析し、外科医らから事情を聴いた。その結果、女性が治療中止の選択肢を示されて意思確認書に署名した8月9日、決定を撤回できる点を外科医が説明していなかったことが判明。女性は入院後、苦痛のため「何度も治療中止を撤回したいと訴えた」と認定した。しかし、外科医は治療を実施せず、最終的に女性との意思疎通が難しくなった際、夫(51)も治療再開を外科医に要請したが、聞き入れなかった。都は、病院が倫理委員会など外部の助言を受ける機会を設けず、日本透析医学会のガイドラインから逸脱していたことも確認した。

夫によると、女性は過去、自殺願望のある抑うつ性神経症と診断され、自殺未遂が3回あった。都は、情報を分析すれば容易に把握できたのに、外科医が見落としたと治療中止を選気が影響を与あるとみてい

女性を巡る都の検査結果　ポイント

- 外科医らは女性の意思確認が不十分だった
- 女性は透析治療をすれば３～４年生存でき、外科医が主張する「終末期」ではなかった
- 外科医らは抑うつ性神経症という女性の病歴を見落とした